但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「試行調査」という。）を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。

３）予定価格が100万円を超え1,000万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合については、品質確保の観点から関東地方整備局長が定める品質確保基準価格を設定する。

品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格と同様に算出するものとし、落札価格が品質確保基準価格を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等（資料の作成、提出、提出資料に関する説明の聴取、及び完了検査時における照査技術者からの照査報告書に関する聴取等）を行うので、協力されたい。

４）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の方法

１）予定価格が100万円を超える業務の場合は、技術提案書の内容に応じて以下の①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

①　予定技術者の経験及び能力

②　実施方針など

③　技術提案の履行確実性

技術評価点＝60×（技術点／技術点の満点）

技術点＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）

２）価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格点は20点とし、価格評価点の最高点数は20点とする。

３）総合評価は、入札者の申込みに係る上記①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

４）詳細は、入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局（入札説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）

〒278―0005 千葉県野田市宮崎134　国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所経理課（北首都国道担当）　ＴＥＬ04―7125―7312

電子メール　ktr-kitas.keiri792@gxb.mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間等

交付期間：令和３年９月27日から令和３年12月13日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（９時00分から17時00分まで）。ただし最終日は16時00分まで。

交付方法：電子入札システムにより交付する。但し、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データの交付を行うので、上記⑴に電子メールにて依頼（受付期間は交付期間と同じ）を行うこと。

⑶　参加表明書の提出期限等

提出期限：令和３年10月７日15時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、託送又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。）（以下、郵送、託送又は電子メールを「郵送等」という。）により担当部局へ提出のこと。詳細は入札説明書による。

⑷　技術提案書の提出期限等

提出期限：令和３年11月24日15時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は郵送等により担当部局へ提出のこと。詳細は入札説明書による。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は、紙により関東地方整備局江戸川河川事務所経理課に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは令和３年12月13日16時00分まで。

持参による場合の締め切りは令和３年12月13日17時00分まで。

開札日時：令和３年12月14日11時00分

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金免除。

２）契約保証金免除。

⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続きにおける交渉の有無　無。

⑸　契約書作成の要否　要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑹　関連情報を入手するための照会窓口　４⑴に同じ。

⑺　本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

⑻　参加資格の認定　２⑴１）ア）ｂ）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、２⑴１）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

⑼　予定価格が100万円を超える業務の場合、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

⑽　その他詳細は入札説明書（共通事項）及び（個別）による。